

内部統制システム構築の基本方針

当金庫は、労働金庫法および労働金庫法施行規則に基づき、以下のとおり当金庫の業務の適正を確保するための体制整備に係る基本方針を定め、その整備に継続して取り組めます。

(1) 理事および職員の職務の執行が「法令」および「定款」に適合することを確保するための体制

- ① 当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つとして位置付け、その基本的な枠組みをコンプライアンス基本規程として定めています。そして役職員が法令・定款および金庫の理念を遵守する行動をとるための基本原則や行動規範などを静岡県労働金庫倫理綱領に定め、役職員の共通認識のもとに実効性を高める対策を講じて周知徹底します。また、法令等遵守意識の維持、向上を主目的とした統一のコンプライアンス研修会などを実施します。
- ② 当金庫は、役職員がコンプライアンスの重要性を正しく理解し実践するための具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを定めます。さらに、本部各部署自らが主管する業務に係るコンプライアンス・リスクを主体的に把握した上で、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を理事会の決議を経て策定します。コンプライアンス・プログラムの進捗状況・達成状況等は、コンプライアンス委員会で定期的に把握・評価し、理事会に報告します。
- ③ 当金庫は、理事会および常務会を定期的に開催し、理事が相互に職務執行の法令および定款への適合性を監視する体制をとります。また、内部統制機能に関する事項を協議する理事委員会に内部統制システムに関する運用状況等を報告し、理事会に対してその経過および結果を報告します。
- ④ 当金庫は、役員規程等を制定し、役員選任手続きの透明性・公正性を確保するとともに、理事の行動規範遵守の実効性や役員による不祥事件発生の際の適切な対応を確保するため、理事の服務事項と懲罰の決定および役員による不祥事件の取扱いに関する基本的事項を規定します。また、職員については賞罰委員会を設置し、引き続き信賞必罰の職場風土構築に努めるとともに、役員が率先して再発防止に関するメッセージを発信します。
- ⑤ 理事会は、コンプライアンス委員会を設置して職員のコンプライアンスの取組みを徹底し、重要事項を報告させます。さらに各部門にコンプライアンス責任者、担当者を置いてその取組みを率先垂範させ、コンプライアンス部署に統括させます。
- ⑥ 理事会は、役職員が法令上の疑義のある行為等を発見した場合、直接情報提供を行う手段を確保するため、コンプライアンス・ホットラインを設置し、その活用をコンプライアンス研修会や事務連絡等において周知します。また、通報窓口はリスク統括部の他、総務人事部（人事教育グループ）をハラスメントに係る事案の窓口とし、外部窓口を弁護士事務所にも設置するとともに、役員のコンプライアンスに抵触する行為を発見した場合には直接、常勤監事に通報できるものとします。
- ⑦ 内部監査部署は、コンプライアンス部署と連携し、各部門におけるコンプライアンス態勢の有効性を監査します。監査結果は、定期的に理事会に報告します。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 総会、理事会、常務会等、理事の職務の執行に係る情報は、文書等管理規程および議事録作成規程に従い、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に保存・管理します。
- ② 保存した文書等は、文書等管理規程に基づき管理し、理事および監事は、常時、これら文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当金庫は、リスク管理を最重要事項の一つとして位置付け、業務に係るリスクを、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクに分類します。各リスク管理の統括部署は、リスク管理規程および関連細則に基づきリスクを把握・管理します。
- ② 理事会は、各業務に所在するリスク管理の基本方針を制定します。またコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置して、金庫全体のリスクを統括的に把握・管理し、リスクの予兆の早期発見ならびにリスク顕在時の迅速な指示に努め、業務の適正確保に向けた取組みを強化します。とりわけ事務リスクの縮減に向けた取組みを重要な課題であると認識し、継続するとともに、全役職員のリスクへの認識を高める対策を講じていきます。
- ③ 内部監査部署は、各部署に対して実施する定期的な内部監査の中で、リスク管理に関する規程・基準等の状況を監査し、結果およびその評価を定期的に理事会に報告します。また、各部署は指摘事項への実効ある改善に努めるとともに、自己検査の実施と精度の向上を通じ、ミスを発生させにくい体制づくりを進めます。
- ④ 当金庫は、緊急事態発生 of リスクに関して、平常時よりリスク管理の意識を徹底させ、管理体制の確立と緊急時の適切な対応を目的としてコンティンジェンシー・プラン（緊急時危機管理対応規程）を制定し、定期的な訓練を実施して実効性を高めます。
- ⑤ 当金庫は、お客様保護および利便性の向上を図るため、お客様保護等に関する基本方針を制定するとともに職員への教育を行い、適切かつ十分なお客様への説明、お客様の苦情・相談等への対応、お客様情報の管理などお客様保護等管理を徹底します。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 理事会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他業務執行に関する重要事項を協議決定し、理事による業務の執行状況を監督します。理事会は、原則として毎月1回開催し、付議基準は理事会規程に定めます。
- ② 理事会は、代表理事および常務理事の業務執行の適正を期するため、代表理事および常務理事により構成する常務会を設置します。常務会は原則月2回開催し、理事会より委任された事項を審議または決定します。
- ③ 理事会は、代表理事および常務理事の業務管理の適正化を図るため、代表理事・常務理事職務権限規程により職務権限基準を定めるとともに、代表理事および常務理事の業務の分掌を決定します。
- ④ 理事会は、代表理事および常務理事の業務執行の効率化を図るため、必要に応じて執行役員を選任します。
- ⑤ 代表理事および常務理事は理事会へ、代表理事または常務理事より権限を委譲された執行役員は代表理事または常務理事へ、それぞれ定期的に担当する業務の執行状況を報告します。
- ⑥ 理事会は、将来の事業環境を踏まえた中期計画および年次事業計画を策定します。本部各部・各営業店においては、組織規程および職務分掌細則に基づき、計画の効率的な実行に努めます。

(5) 当金庫における業務の適正を確保するための体制

- ① 当金庫は、不当要求防止責任者の設置や積極的な関連情報収集と当該情報の一元化・有効活用等により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備します。
- ② 当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策および顧客の受入れに係る方針」・「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策に係る基本規程」を定め、庫内横断的なリスク管理体制を整備します。
- ③ 当金庫は、コンプライアンス・ホットライン、電話等の通報手段による役職員からの直接通報を可能とし、違法行為等の未然防止への体制を強化します。

(6) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当職員に関する事項ならびにその職員の理事からの独立性および監事の当職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当金庫は、監事の職務を補助する監事会事務局を設置し、常勤の事務局員を配置します。
- ② 監事会の事務局員は、その独立性を確保するため、原則として監事会の指揮命令に属します。
- ③ 当金庫は、監事会事務局員の人事配置について、監事会の意見を尊重することとします。
- ④ 当金庫は、監事会の事務局員の人事異動・人事考課・賞罰においては、監事会の同意を得ることとします。

(7) 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- ① 理事は、当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、および理事の職務遂行に関して不正行為や法令・定款に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監事に報告します。
- ② 当金庫は、コンプライアンス・ホットラインに通報された情報は、必要に応じて常勤監事に報告することとします。なお、役員が関係する可能性のある事案については、必ず常勤監事に報告します。
- ③ 当金庫は、監事が重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するために、理事会の他、常務会およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席できる体制、代表理事および常務理事へ報告される全ての稟議書類等を閲覧できる体制を整えます。また、当金庫は、監事が必要に応じて理事および職員へ業務執行に関して説明を求めることができる体制を整えます。
- ④ 当金庫は、監事に報告を行った者が事実と良識に基づき報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として人事上の不利益な取扱いはい行いません。

(8) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表理事および常務理事は、監事との定期的な意見交換を実施します。
- ② 内部監査部署は、自らが実施した内部監査の状況等について、監事へ報告し情報提供に努めます。
- ③ 当金庫は、監事監査の実効性確保を目的として、監事会規程および監事監査基準に基づく監事の独立性と権限を確保するとともに、監事、会計監査人および内部監査部署が密接な連携を保持できる環境整備に努めます。
- ④ 当金庫は、監事の監査のための予算措置を行い、監事の職務の執行について生ずる費用は、監事の意見を尊重し適時適切に処理します。

以上

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

▶ コンプライアンスに対する考え方

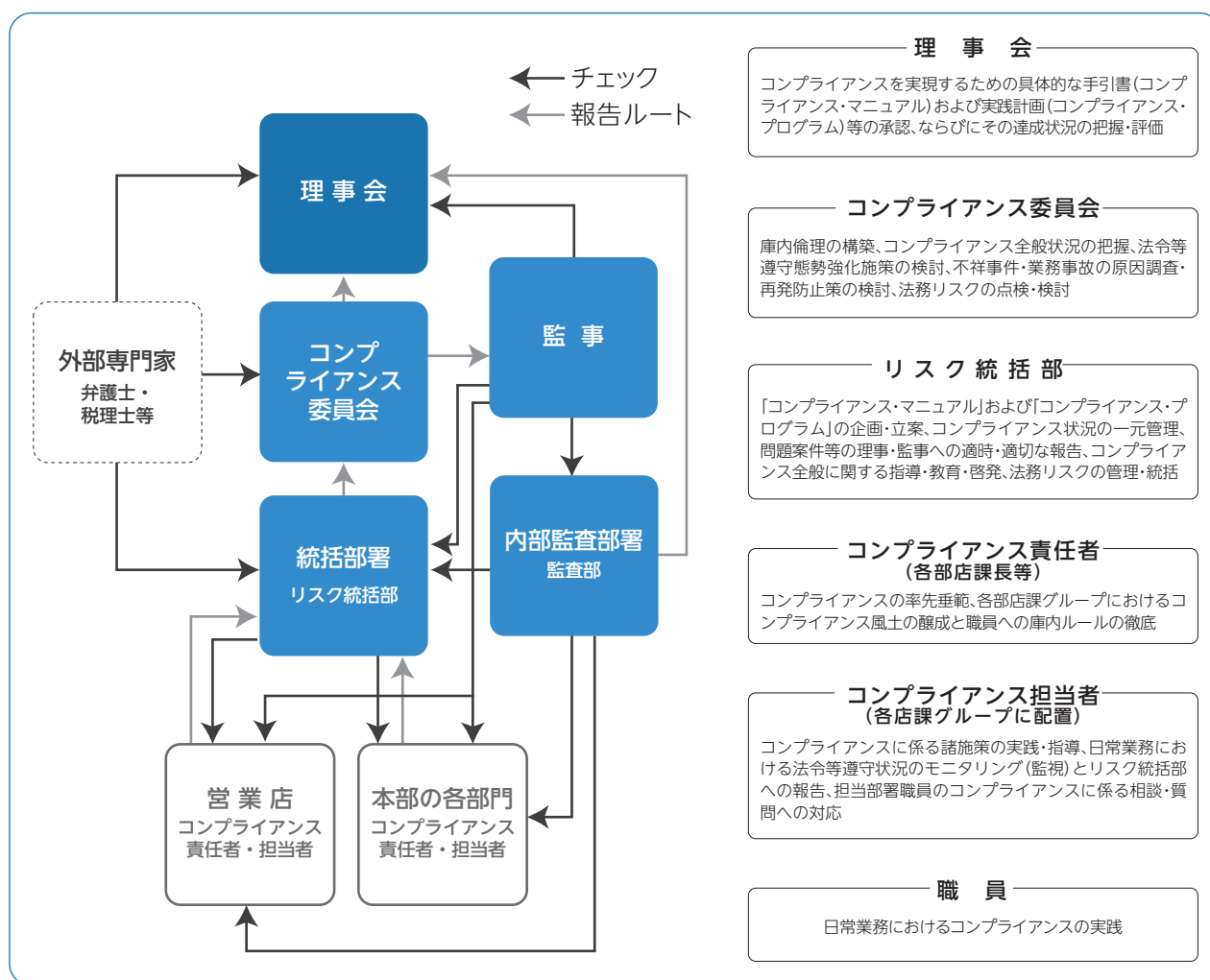
コンプライアンスとは、単に法令だけではなく、組織内の諸規程、さらには社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。公共性の高い金融業務を行う役職員には、より高いレベルのコンプライアンスが求められます。

さらに当金庫は、「ろうきんの理念」に掲げているとおり、その事業を通じて「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指しており、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では「静岡県労働金庫倫理綱領」を制定し、これを自らの行動指針として、役員をはじめ職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を認識して業務を遂行しています。

▶ コンプライアンスの体制

当金庫では、以下の体制・役割によりコンプライアンスの徹底に努めています。



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は一切行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

▶ コンプライアンス態勢強化のための活動

当金庫では、以下に掲げる活動等を通じて役職員に対する法令等遵守を徹底し、適正な業務運営の確保と内部管理態勢の強化に努めています。

また、コンプライアンスの充実・強化に向けた具体的実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員が一丸となって取組みを進めています。

- (1) 常勤の役員等は、各種会議や研修会等の場で、コンプライアンス重視の取組姿勢を発信しています。また、役員と職員が対話する機会を設け、風通しの良い職場環境の整備に努めています。
- (2) コンプライアンス担当者およびコンプライアンス責任者を対象とした研修の実施など、階層別、職階別のコンプライアンス研修を実施しています。
- (3) 各部店課グループでの「コンプライアンス・チェックリスト」による点検をはじめ、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況等、庫内全体のコンプライアンス状況の点検・把握を行っています。
- (4) 毎月「コンプライアンス意識醸成テスト」を実施するほか、年1回「庫内統一コンプライアンス研修会」を開催し、職員に対する法令等遵守意識の徹底を図っています。
- (5) コンプライアンスに則った業務運営を実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、活用しています。また、コンプライアンスの定義やコンプライアンス態勢の基本的な枠組み、体制・機能、運営等を「コンプライアンス基本規程」として制定しています。
- (6) 「リーガル・チェック規程」を制定し、新業務の取扱開始、商品の改定、業務取扱いの変更、規程・規則等の制定・改正、チラシ・パンフレット等の作成時など、各業務の取扱部署によるリーガル・チェックを実施しています。
- (7) コンプライアンスに係る連絡・相談等ができる「コンプライアンス・ホットライン」を庫内(リスク統括部等、常勤監事)および庫外(弁護士事務所)に設置し、コンプライアンス上の問題の早期発見、未然防止に努めています。
- (8) 各規程にもとづき、負担金・寄附金、交際費等については適正な支出を行い、また、政治関連資金や反社会的勢力への支出を禁止しています。
- (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を排除することを宣言しています。また、反社会的勢力への対応に備えて、警察など関係機関との連絡体制を整備しています。
- (10) 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策および顧客の受入れに係る方針」を制定し、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策に係る基本規程」等に則って、当金庫の提供する金融商品・サービスがマネロン等に利用されることのないよう庫内管理態勢を構築し、対応しています。
- (11) 「セキュリティポリシー(情報資産保護規程)」にもとづき、顧客情報をはじめとする情報資産の適切な使用・管理・安全対策を行っています。
- (12) 個人情報保護の重要性を認識し、「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」にもとづく各種規程・ルールに沿って、個人情報の適切な取扱い、管理等に努めています。
- (13) お客様との取引等の適切性および十分性を確保するため、「お客様保護等管理方針」を定め、商品販売時やローン契約時の重要事項の説明を徹底しています。また、当金庫とのお取引にともないお客様の利益を不当に害することがないよう「利益相反管理方針」を定め、利益相反管理体制の構築に努めています。
- (14) 「お客様サポート等管理規程」にもとづき、お客様サービスセンター等へ寄せられた相談・苦情等に、迅速かつ適切に対応するよう努めています。また、お寄せいただいた意見・要望等を業務運営の改善等に反映するよう取り組んでいます。
- (15) 自己検査の適正な実施や内部監査態勢の充実により、法令・規程等に準拠した取扱いの徹底を通じて事故等の発生防止に努めています。

▶ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策

当金庫では、以下の体制・役割によりマネロン等リスク対策に努めています。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策および顧客の受入に係る方針(抜粋)

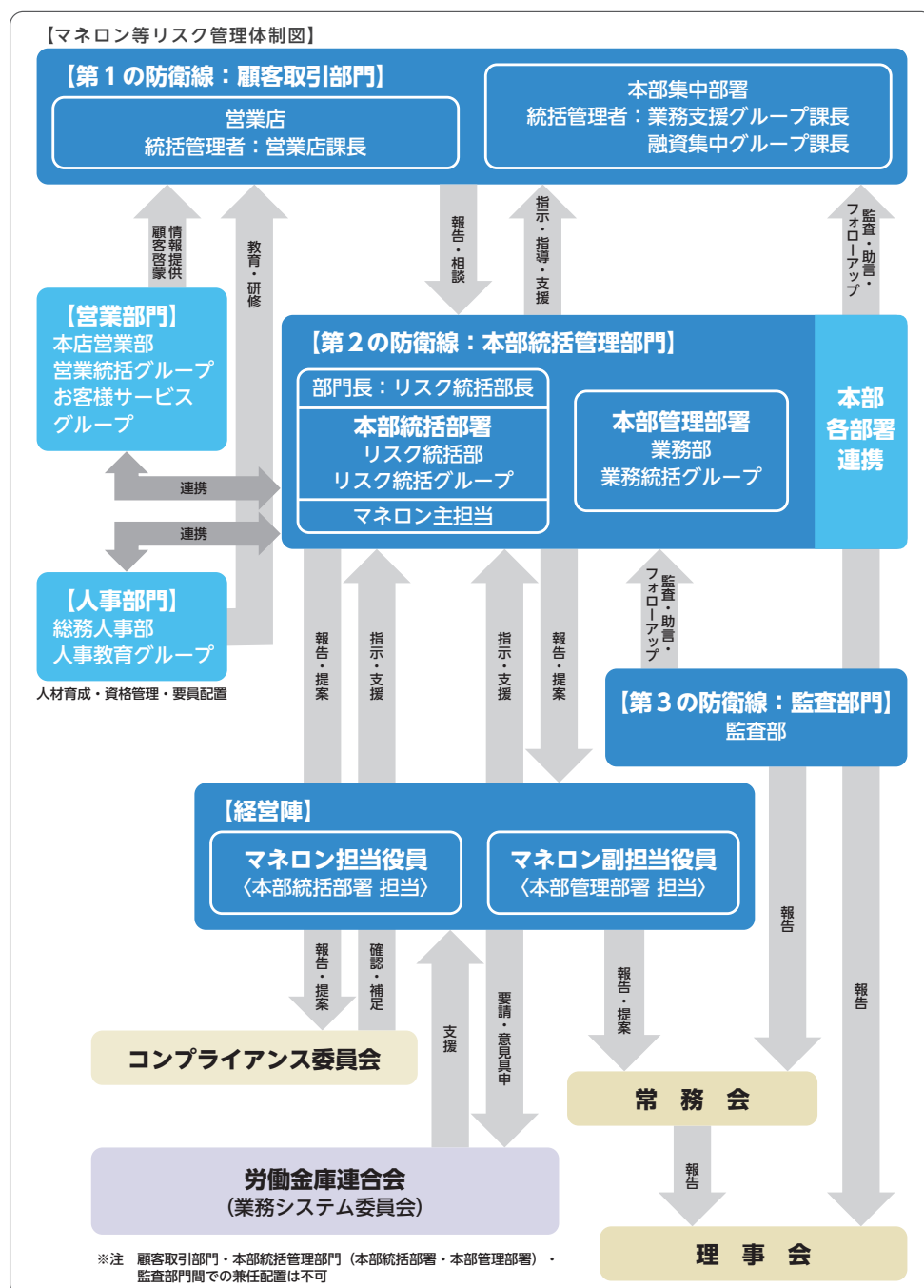
目 的 当金庫は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および大量破壊兵器の拡散金融に係るリスク(以下、「マネロン等リスク」)対策を金庫経営における最重要課題の一つと位置づけ、関係法令等の遵守はもとより、全役職員の共通認識の下で対策の実効性を確保し、会員・お客様の大切な資産を金融犯罪から守るとともに金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク対策に係る基本規程(抜粋)

管理態勢 当金庫が提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客の属性等に応じたマネロン等リスク対策を金庫全体で実施するために、経営陣の主導的な関与の下、庫内横断的なリスク管理態勢を構築する。

そのため、マネロン等リスク対策を統括する部署の担当役員をマネロン等リスク対策担当役員に任命し、この職務に必要な役割・権限を付与する。

経営陣 経営陣は、マネロン等リスク対策を経営戦略等における重要な課題と位置付け、マネロン等リスク対策に主導的に関与し、対応の高度化を推進する。



リスク管理の体制

▶ 基本方針

当金庫が会員・お客様の期待に応えるべく、「ろうぎんの理念」にある“運動と事業の発展”と“健全経営”を実践していくためには、各種リスクを把握・分析し、リスクとリターンのバランスを適切に管理していくことが必要となります。

このため、事業計画達成に向けて、追求するリターンに見合ったリスクを管理し、コントロールしていくとともに、リスク管理の高度化を進めます。

▶ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

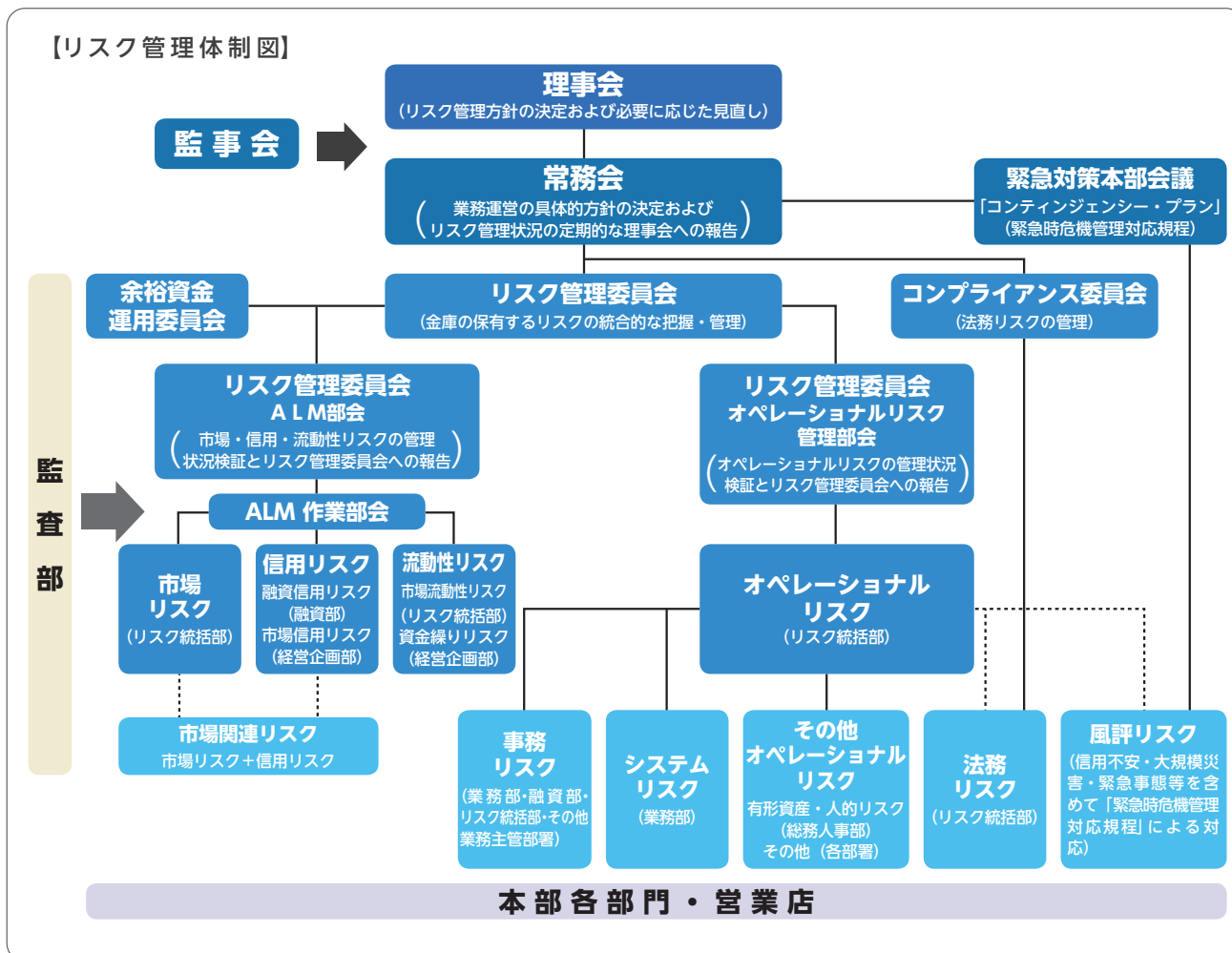
具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の一定範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に常務会等で検証のうえ理事会に報告し、リスク量が自己資本に対して適切な水準となるよう、コントロールしています。

金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証しています。

▶ リスク管理の体制

当金庫では、理事会、常務会、リスク管理委員会等がそれぞれ以下の役割を担うとともに、相互牽制を図ることにより、リスク管理の強化に取り組んでいます。



▶ 各種リスクへの取組み

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の市場リスク・ファクターを変動要因として、保有資産・負債の価値が減少することにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・金利リスクは、VaR(バリュー・アット・リスク)計測による計量化を行い、設定された限度額に収まるよう、管理しています。
- ・価格変動リスクは、株式、投資信託等について、ロスカットルールを設定することで、金融市場の変動が資産価値に与える影響を制御しています。
- ・為替リスクは、一定の為替変動を想定したリスク限度額を設定し、日々の為替変動が外貨建資産・負債の現在価値に与える影響を管理しています。
- ・リスク管理委員会や余裕資金運用委員会などで、金庫内のリスク・コミュニケーションを図り、市場リスク管理のレベル向上と充実に努めています。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等を要因として、保有資産の価値が減少ないし消失することにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・融資案件に応じた適切な審査基準・決裁権限を設定するとともに、営業店の決裁権限を超えるものについては、本部の審査部門が審査を行うなど、厳正な対応に努めています。
- ・融資に際しては、各種担保および保証機関の保証による保全措置を講じています。ただし、担保・保証に過度に依存することなく、様々な角度から融資審査を行っています。
- ・貸出金等の自己査定を定期的実施し、信用リスクの把握に努めるとともに、査定結果にもとづき適切な償却・引当を行っています。
- ・余裕資金運用における有価証券の取得、保有にあたっては、所定の基準に則って、信用格付機関が公表している格付等を参考に、信用リスクのコントロールに努めています。

流動性リスク

予期しない資金の流出による資金確保のため、通常に比べ著しく高い金利での調達を余儀なくされたり、市場の厚みが不十分なため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクです。

- ・勤労者が必要とする資金を安定的に確保・供給することの重要性を認識し、資金繰りの管理を徹底しています。
- ・市場運用部門と営業店が「資金繰り管理要領」にもとづいて行う日々の資金繰り管理に加えて、月単位で資金繰り見通しを作成するなど先々の資金繰りの把握にも努めています。
- ・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定め、緊急時の資金需要に対する万全な態勢づくりに努めています。

オペレーショナルリスク

事務リスク

職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員が事故・不正等を起こすことにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・事務処理手順、職務権限、事務管理方法などの厳正化に加え、各種研修の実施により、事務処理のレベルアップを図っています。
- ・営業店事務の効率化をすすめながら、事務の統一化・堅硬化を図っています。
- ・部署ごとに定期的な自己検査を行い、業務の適切性を検証しています。
- ・内外の事務に係る誤処理の情報を共有化し、システムを含めた対策を通じて、事務の誤処理防止に努めています。

システムリスク

コンピュータシステムのダウン・誤作動等、システムの不備等およびコンピュータや情報資産が不正に使用されることにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・本部ビルは、免震構造の採用や予備電源の確保により、セキュリティ対策を充実させています。
- ・システムの開発にあたっては、テストと検証により、精度の高いシステムを提供できるよう努めています。
- ・社会の変化に対応し大切な情報資産を適切に保護するため、セキュリティポリシーを制定し、その徹底を図っています。
- ・コンピュータ・システムは、全国労金共有のバックアップセンターにより、大規模災害等に備えています。
- ・サイバー攻撃等への対策、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を構築しています。

法務リスク

法令等違反行為や、法律・会計制度・税制・行政上の規制等の制定・改正を要因として、当初意図した取引が履行できなくなることなどにより、金庫が損失を被るリスクです。

- ・金融および商取引などに係る法律・制度・行政等の動向について、積極的な情報収集と庫内での共有に努めています。
- ・業務に関する法務関連情報に対し、速やかに対応できるよう本部各部に法務担当者を配置しています。
- ・法務リスクのうち、法令等違反行為を防止するための取組みについては、「コンプライアンス(法令等遵守)の態勢(5～6ページ)」をご覧ください。

風評リスク

金庫の事業活動によって生じたリスク事象等に関する虚偽の風説、悪意の中傷等が報道されることにより金庫が信用を失い、有形無形の損失を被るリスクです。

その他オペレーショナルリスク

自然災害・火災等による有形資産の損傷、外部犯罪による顧客被害とその補償等により、金庫が損失を被るリスクです。

- ・「コンティンジェンシー・プラン(緊急時危機管理対応規程)」を定めて、風評リスク、大規模な自然災害、感染症流行などの緊急事態に備えた管理態勢や対応方法を明確にしています。
- ・職場離脱等の実施による事故防止、各種ハラスメントや差別的行為への対策、健康管理対策、実効性ある研修等、人的リスク管理に努めています。
- ・お客様保護等管理態勢を機能させるため、サポートシステムを活用しています。
- ・「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備しています。

〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して金融商品・サービスを提供し、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である『労働金庫法』において「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの立場で、良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈静岡ろうきん〉は、これまで取組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表し、「ろうきんの理念」のもと、勤労者のくらしを守り、より豊かにする事業を展開していきます。

〔ろうきんの理念〕

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

(1997年5月16日 全国労働金庫協会理事会)

1. 「〈静岡ろうきん〉お客様本位の業務運営に関する取組方針」の策定・公表

- ・〈静岡ろうきん〉(以下、当金庫)はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金庫庁が2017年3月に公表し、2024年9月に改正した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全て採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、本方針)を策定します。
- ・本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- ・本方針に掲げる取組状況は定期的に検証し、必要に応じて本方針を改正します。

2. お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを第一に考えた取組み

- ・当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考え、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- ・お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、お客様が最善の利益を得られるよう質の高い金融サービスの提供に取組みます。
- ・金融商品の販売チャネルの多様化、ご相談体制の拡充など、お客様の利便性を向上するための施策を進めます。

3. 利益相反を適切に管理する取組み

- ・当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反についてお客様の保護と正当な利益確保に努めるため適切に管理します。
- ・投資信託等の一定のリスクを伴う商品のラインナップについては、業態の中央機関である労働金庫連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品をお客様の利益追求の観点で選定しています。

4. 手数料等に係る情報提供の取組み

- ・当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行います。
- ・投資信託に係る手数料については、各種パンフレット・ガイドブック等の他、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすく開示します。

5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- ・当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った、丁寧な情報提供を行います。
- また、各年齢階層に応じたライフプランセミナー等を開催し、各ライフステージで必要とされる資金や、計画的な資産形成など、お客様の生活を生涯にわたってサポートするための情報提供を行います。
- ・ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC関連情報「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言～企業年金に係る取組み～」サイトや、個人型DCについての「ろうきん iDeCo」スペシャルサイトで、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなどを詳しく説明しています。
- ・当金庫が取り扱う投資信託については、ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しています。なお、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品がありますが、当商品については個別のファンドごととの購入には対応していません。
- (注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせ、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。
- ・当金庫は、ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に対応いたします。

6. お客様にふさわしいサービス提供の取組み

- ・当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育て・教育・マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや商品開発を行います。
- ※当金庫は、投資信託などの投資性金融商品の組成は行っておりません。預金商品・融資商品については、主に勤労者の利用を想定した商品・サービスの開発・提供をしています。
- ・当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様にふさわしい商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の知識や投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った的確な説明・提案を誠実にいたします。
- ・当金庫は、金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- ・当金庫は、お客様への適切な金融商品等の勧誘・募集を行うため「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定めています。これらの方針はホームページ等に掲載し、公表しています。
- ・当金庫は、金融商品の複雑さやリスク等の特性等に応じて、お客様の属性や反応等(個人情報を除く)を金融商品の組成に携わる金融事業者に情報提供し、製販全体としてお客様の最善の利益の実現のため、取扱商品の充実と品質の維持に取組みます。
- ・当金庫は、選定する金融商品において、金融商品の組成に携わる金融事業者におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するため、商品組成に関する取組みを検証し、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、商品選定を行います。

7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

- ・ろうきん業態では、「ろうきんの理念」を掲げ、お客様である勤労者とその家族の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。「ろうきんの理念」を職員に定着させ、その実践に向けた行動につなげるため、業態の中央機関である全国労働金庫協会および当金庫において「理念研修」を実施しています。
- ・当金庫は「福祉金融プロフェッショナル」を目指すべき職員像と定め、お客様の状況やライフステージに応じた適切な相談、提案を実践できる職員の育成に取り組んでいます。また、お客様の利益およびニーズに資する総合的な営業活動および取組内容を評価するために、業績評価体系を整備しています。
- ・当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

以上

▶ 2025年度の取組状況

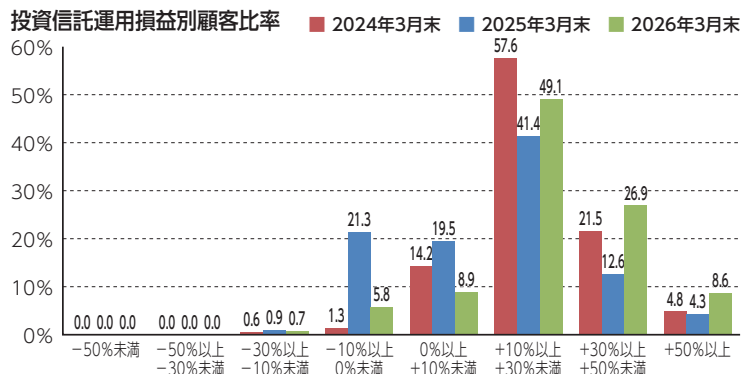
当金庫における「お客様本位の業務運営」の主な取組状況は次のとおりです。(詳細は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。)
※共通KPIとは、投資信託を販売する金融機関において、「顧客本位の業務運営」の取組状況を比較可能とするため、金融庁より公表を推奨されている「成果指標(KPI)」のことです。

●比較可能な指標(共通KPI)

(1) 運用損益別顧客比率(投資信託)

運用損益の区分	人数	比率
-50%未満	1人	0.0%
-50%以上-30%未満	1人	0.0%
-30%以上-10%未満	77人	0.7%
-10%以上0%未満	631人	5.8%
0%以上+10%未満	968人	8.9%
+10%以上+30%未満	5,363人	49.1%
+30%以上+50%未満	2,936人	26.9%
+50%以上	937人	8.6%

(2026年3月末時点)



(2) 投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン／リスク・リターン

投資信託預り残高上位20銘柄の一覧 (2026年3月末時点)

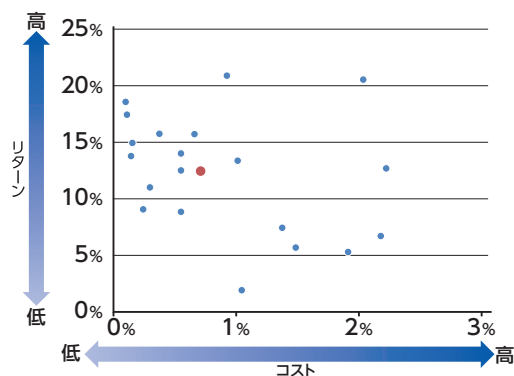
(単位: %)

No	銘柄名	コスト	リスク	リターン
1	財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	1.49	8.19	5.69
2	たわらノーロード 先進国株式	0.10	14.50	18.57
3	たわらノーロード 日経225	0.14	17.48	13.78
4	たわらノーロード 全世界株式	0.11	13.71	17.44
5	eMAXIS NYダウインデックス	0.66	14.13	15.72
6	つみたて8資産均等バランス	0.24	8.26	9.07
7	世界の財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	1.38	8.25	7.44
8	iFree 新興国株式インデックス	0.37	13.58	15.75
9	ファイン・ブレンド (毎月分配型)	1.91	5.94	5.30
10	eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	0.55	11.59	14.01
11	インデックスファンド225	1.01	17.48	13.37
12	eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	0.55	8.14	8.85
13	iFree TOPIXインデックス	0.15	12.57	14.94
14	eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	0.55	10.36	12.51
15	ダイワ好配当日本株投信	2.04	13.13	20.54
16	インデックスファンドJリート (東証REIT指数) 毎月分配型	1.05	9.98	1.92
17	たわらノーロード 先進国リート	0.30	16.61	11.01
18	ダイワ・US-REIT・オープン (毎月決算型) Bコース (為替ヘッジなし)	2.22	16.77	12.69
19	インデックスファンドNASDAQ100 (アメリカ株式)	0.92	20.59	20.89
20	Oneワールド・リート・インカム・オープン (毎月決算コース)	2.18	15.49	6.71

設定後5年以上経過している投資信託*の残高上位20銘柄を対象とします。

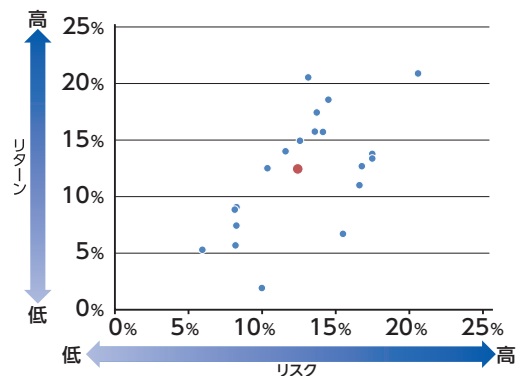
*DC専用投信、ファンドラップ専用投信、ETF、上場REIT、公社債投信、私募投信、外貨建て投信は除きます。

投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン



残高加重平均値		コスト	リターン
		0.71%	12.45%
コスト	全体	販売手数料率の1/5+信託報酬率	
	販売手数料率	取扱い時の最低販売金額での料率	
	信託報酬率	実質的な信託報酬率の上限	
リターン		過去5年間のトータルリターン(年率換算)	

投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン



残高加重平均値		リスク	リターン
		12.46%	12.45%
リスク		過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)	
リターン		過去5年間のトータルリターン(年率換算)	

リスク・リターン出所: 株式会社NTTデータ・エビック
Copyright© 2026, NTT DATA ABIC Co., Ltd. All rights reserved.

顧客保護等管理体制

当金庫は、お客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、以下の主な方針（抜粋）に取り組む、お客様保護等管理体制の強化に努めています。

▶ 金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の知識・経験および財産の状況、お客様の金融商品を購入する目的に照らして、適切な金融商品をお勧めします。
2. お客様が金融商品を購入するにあたっては、商品内容やリスク等の重要事項について十分にご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
3. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。
4. 当金庫は、お客様に対し、断定的な判断や事実と異なる情報の提供など、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。また、お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所での勧誘はいたしません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関係法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

▶ 利益相反管理方針

当金庫は、法令、規程等(以下、「法令等」)を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組めます。

当金庫は、将来にわたってお客様から信頼され必要とされる金融機関であり続けるため、お客様の保護に継続的に取り組めます。

利益相反のおそれがある場合、法令等およびこの基本方針に則り、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じるものとします。

※「利益相反管理方針」の全文は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。

▶ プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

当金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

※「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」は〈静岡ろうきん〉ホームページをご覧ください。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

- (1) 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2) 当金庫は、お客様が所属する労働組合等(会員団体)との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただく場合があります。
- (3) 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえで、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- (4) 当金庫は、法令等に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口(以下に記載のお問合せ先)までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、専務理事が個人情報統括管理責任者となり、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

6. 個人情報保護法などの法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

7. お問合せ先および苦情のお申し出先

開示等のご請求等またはご意見・ご要望のお申し出につきましては、以下までお申し出ください。

《お客様サービスセンター》

電話番号：(フリーダイヤル)0120-609-123

※音声ガイダンス『3』をご選択ください。

受付時間：月曜日～金曜日の9：00～18：00

※ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

※「個人情報保護法」＝「個人情報の保護に関する法律」

▶ 静岡県労働金庫「お客様保護等管理方針」

当金庫は、労働金庫法等に基づき、ご預金、ご融資、為替取引、国債・投資信託等の販売や募集にかかるサービスのご提供など、会員・ご利用者・今後ご利用いただく方(以下、「お客様」)との取引等の適切性および十分性を確保するため、お客様保護および利便性の確保に向けた管理の方針「お客様保護等管理方針」を定めるとともに本店営業部をお客様保護等管理統括部署とします。当該統括部署の担当役員をお客様保護等管理統括責任者とし、お客様保護等にかかる各管理責任者を配置する他、管理、指導および教育等にかかる施策等を実施いたします。また、その施策等の実効性の検証については内部監査部門が実施いたします。

当金庫が取組む健康経営について

労働金庫業態では、役職員等の健康増進への取組みを戦略的な“投資”と位置づけ、生産性向上や医療費負担の軽減、さらに成長性のある企業としての社会的価値の向上を目指すために『健康経営』を推進しています。

当金庫では、業態共通の健康経営の指針となる「労働金庫健康経営宣言」を踏まえ、宣言の具体化に向け、「静岡県労働金庫の行動目標」および「心と体の健康づくり計画」を策定しています。健康経営推進最高責任者の先導により行動計画の実践を通じて、明るく闊達な職場づくりと、職員個々の心身の健康意識の醸成を中心に、健全でやりがい・働きがいのある就業環境の維持・向上に努めています。

「労働金庫健康経営宣言」

～労働金庫業態の健康管理指針～

- ◆労働金庫業態は、「働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関」として、その社会的使命と役割を果たすために、職員が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりを目指します。
- ◆各金庫・関連事業団体は、職員が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場づくりに向け、具体的な施策を積極的に推進します。
- ◆労働金庫業態に働くすべての役職員並びにその家族は、ヘルスリテラシーの向上と健康な心身づくりを自律的に実践します。

【静岡県労働金庫の行動目標】

- 保健衛生委員会を毎月開催し、「心と体の健康づくり計画」の進捗状況の確認を含めた役職員の健康増進の取組みを、労使協働で継続推進します。
- 職員が心身の状態をきちんと把握し、病気の予防や早期の発見・治療につなげるために、健康診断および再・精密検査の受診率100%を目指します。
- 働き方改革関連法施行等にあわせ、過重労働の防止とワークライフバランスの推進対策を進め、過重労働に係る産業医面談対象者数の削減を目指します。
- 受動喫煙の防止に向け、「完全分煙」を確実に維持します。
- 年度内に「ラジオ体操実施月間」や「健康強調月間」などを設定し、職員個々による健康増進意識の向上や、職場単位でのコミュニケーションの向上などを図ります。

【心と体の健康づくり推進体制と役割図】

